

職員の処分の公表について

市は、8月20日付けで、以下のとおり市職員の処分を行ったので公表します。

1 懲戒処分

(1)

1 被処分者の所属等	商工課副主幹（当時：経済環境部長） 60歳 男性
2 処分内容	停職1か月
3 処分理由	被処分者は、決裁権者として求められる確認義務を怠り、文書偽造による不正な交付決定等を防止できなかった。 経済環境部長として、部を統括、指導及び監督する立場にあり、管理者としての指導監督の適正を欠くため、処分するもの。
4 処分年月日	令和8年8月20日

(2)

1 被処分者の所属等	経済環境部長（当時：経済環境部次長） 57歳 男性
2 処分内容	停職1か月
3 処分理由	被処分者は、決裁権者として求められる確認義務を怠り、文書偽造による不正な交付決定等を防止できなかった。 経済環境部次長として、部を統括、指導及び監督する立場にあり、管理者としての指導監督の適正を欠くため、処分するもの。
4 処分年月日	令和8年8月20日

(3)

1 被処分者の所属等	経済環境部参事兼農政課長 53歳 男性
2 処分内容	停職2か月
3 処分理由	被処分者は、海老名市農業振興対策事業補助金における交付決定等に係る提出書類について、決裁日と整合させるために日付を書き換えるとともに、交付要件を満たさない前年度更新分についても対象とするため日付を書き換えることを決定・指示した。 本件行為は、上席に相談していたものの、市に対する信用を著しく傷つける行為であるとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であるため、処分するもの。
4 処分年月日	令和8年8月20日

(4)

1 被処分者の所属等	農政課主幹兼農業振興係長 47歳 男性
2 処分内容	減給（10分の1）3か月
3 処分理由	被処分者は、課長とともに、海老名市農業振興対策事業補助金における交付決定等に係る提出書類の日付を書き換えることを決定し、担当職員に指示を行った。 本件行為は、市に対する信用を著しく傷つける行為であるとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であるため、処分するもの。
4 処分年月日	令和8年8月20日

(5)

1 被処分者の所属等	農政課副主幹 46歳 男性
2 処分内容	減給（10 分の 1） 3 か月
3 処分理由	被処分者は、課長及び係長の決定・指示に基づき、海老名市農業振興対策事業補助金における交付決定等に係る提出書類の日付を実際書き換えた。 本件行為は、市に対する信用を著しく傷つける行為であるとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であるため、処分するもの。
4 処分年月日	令和 8 年 8 月 20 日

(6)

1 被処分者の所属等	会計管理者 59歳 男性
2 処分内容	戒告
3 処分理由	被処分者は、海老名市農業振興対策事業補助金における交付決定等の審査を行っており、会計管理者としての分担事務を適切に処理していなかった。 会計管理者として、出納事務を統括する立場にあり、管理者としての指導監督の適正を欠くため、処分するもの。
4 処分年月日	令和 8 年 8 月 20 日

2 その他

偽造を行っていないが、書類の処理方法の打ち合わせに同席し、偽造行為を黙認した職員の責任を問うため、同日付で農政課主事を文書訓告とした。

3 市長コメント

このたびは、全体の奉仕者である公務員としてあるまじき行為であり、市民の皆様や関係者の信頼を大きく損ねる事態を招いたことについて、心からお詫び申し上げます。

市としては、市政運営に対する信頼に関わる重大な問題として重く受け止め、原因を明らかにし、責任を明確にするとともに、再発防止を確実に実行することで、市民の皆様からの信頼回復に取り組んでまいります。

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市市長室職員課 電話046-235-4502